

動物輸送に関するEUのアニマルウェルフェア規則案の内容について

2024年3月

EU 輸出支援プラットフォーム

目次

1. 今回の改定の背景	3
2. E Uにおける動物の生体輸送の現状と市民の関心	4
3. 改訂された規則（案）の内容	5
3.1. 重要な語句と定義	5
3.2. 地理的、輸送目的による適用範囲の違い	6
3.3. 主催者および輸送者の認可	7
3.4. 輸送手段について	8
3.5. 輸送前から到着地までの関係者の義務	10
3.6. 陸上動物の輸送条件	13
3.7. 第三国との間における輸送	14
3.7.1. 第三国への動物の輸送	14
3.7.2. 第三国からの動物の輸送やE Uを通過する輸送	14
3.8. 動物の取り扱いについて	15
4. 業界団体による反応	16
5. 今後のスケジュールと影響	17

本レポートの図表は、欧州委員会が 2023 年 12 月 7 日に発表した「動物輸送に関するアニマルウェルフェア（AW）規則案」よりジェトロ作成

欧州委員会は2023年12月7日、動物輸送に関するアニマルウェルフェア（AW）規則案を発表した。今後、同規則案は欧州議会とEU理事会の審議にかけられる。当初、AWに関して同時に発表される予定とされていた農場段階の規制、と畜段階の規制、AWラベルの規制案については、引き続き検討を進める必要があるとして今回は提案が見送られた。

AW規則案で注目すべき点は、EUから域外国への動物の輸送や、域外国からEUへの動物の輸送についても対象とされており、動物の輸送を依頼する者および実際に動物を輸送する運送業者への規制を通じて、域外国における輸送時にも一部の規則が適用されることである。

1. 今回の改定の背景

アニマルウェルフェアに関する改正は、持続可能な農業と食料生産のための「農場から食卓まで（Farm to Fork）」戦略の一環として位置づけられている。

欧州委員会の資料によれば、EUの動物輸送に関する規制について、最後に大幅な見直しが行われた2004年から20年近く経過し、その間に科学技術が進展したことが反映されておらず、消費者の行動や意識が変化したことに対応できていないとして、改正の必要を訴えていた。

また現状調査（“Fitness Check”）の結果、輸送中の動物に対するアニマルウェルフェア上の問題として、①輸送中の動物に対するアニマルウェルフェアは、特定の輸送条件においては機能しておらず、近代的で効果的な取締り手段が欠如していることによって損なわれていること、②EUレベルで共通して要求されている水準が執行時において必ずしも十分に達成されていないこと、③輸送中のアニマルウェルフェアのため国レベルで制定されている国内法の違い¹によって、域内においても国別の競争条件が不均等となっていることが、改正の必要性として挙げられている。

欧州委員会は今回の改定について、輸送中の動物の福祉を向上させるために不可欠な4つの要素に焦点を当てたとしている。

- 動物の輸送時間を制限し、休憩時間を増加させる。

¹ EUの法令には、主に「規則」（Regulation）、「指令」（Directive）、「決定」

（Decision）があり、加盟国法に優越している。ただし、すべての加盟国で直接適用される「規則」や、対象者（特定の加盟国の政府や企業、個人）に直接拘束力を持つ「決定」と違い、現行のアニマルウェルフェアが定められている「指令」では、加盟国は、基本的に「達成されるべき結果」は拘束される一方、結果を達成するための方法については、加盟国の国内法として制定し直すことから、国別の事情に即した制定が可能である一方、国別に差異が生じる

これまで食肉処理場までの輸送時間には緩やかな制限（動物種により 24 時間～29 時間の輸送が認められ、その後 24 時間管理ポストでの休憩の後、再び輸送させることができた）しか設けられていなかったものが、条件は厳格になり動物の負担が軽減された。また、輸送時間の制限は、ドライバーの権利保護に関する法律と歩調が取られているため、より実行に移しやすいものとなっている。

- 1 頭あたりのスペースを増加

動物種と体重に応じて、確保すべき最低限のスペースが特定された。こうした基準は欧州食品安全機関（E F S A）の勧告に準じたものであり、これにより、動物が輸送中に安全に体勢を整え、休息することを可能にしている。

- E U域外への輸出時の輸送条件を改善

E U域外への輸出にも規則が適用されるような要件が含まれている。これには、海路による輸送について厳格化された規則や、動物輸出に関する独立した監査・認証制度が含まれる。

- 外気温度による輸送制限や脆弱な状態にある動物の輸送制限

輸送される動物は高温および低温の両方の気象から保護されるようになった。高温時には、輸送時間の制限や、より大きなスペースの確保、輸送を夜間に限定するといった措置が取られる。低温時には、動物が冷風にさらされないようにカバーをかけるとともに、輸送時間が制限される。妊娠中の動物、産卵を終えた雌鶏（廃卵鶏）、離乳していない子牛など、脆弱な動物の輸送に関しては特別規定がある。

2. E Uにおける動物の生体輸送の現状と市民の関心

欧州において、動物輸送は盛んにおこなわれている。例えば、デンマークは豚肉の大生産国である一方、子豚を肥育用素豚として、ドイツなどの周辺国に多く輸出している。またアイルランドは放牧酪農が盛んであり、自然交配により繁殖が行われていることから、生まれてくる子牛の半分は雄牛となる。これら雄子牛は肥育素牛や子牛肉用にスペインやオランダに船舶を利用して輸出されている。

ルーマニアなどの東欧諸国にとっては、トルコや中近東へのヒツジやウシなどの生体家畜輸出は、生産者にとって重要な販売ルートとなっており、例えばリビアのように国内の生産基盤や食肉の輸送インフラが未整備な国にとっても、生体動物輸入は重要な食品流通ルートとなっている。また、イスラエルやイスラム諸国にとっては、生体を輸入することによって、と畜時に要求される宗教的な手続きを自国で行うことができる利点がある。

さらにスペインやフランスから第三国向けに生体家畜の輸出が行われている。E Uの一部の加盟国で第三国への生体家畜の輸出を禁じているものの、域内他国への輸出が禁

じられているわけではないため、北アフリカ地域をはじめとする第三国への輸出ルートを持つこれらの国から迂回して輸出が行われているといわれている。

一方、2019 年にルーマニアからサウジアラビアでの食肉用にヒツジを運んでいた家畜運搬船が沈没し、積み込まれていたヒツジが溺死した事件や、2022 年にもフランスからアルジェリアに向けて出港した運搬船が衛生証明書の不備により、シップバックされたことから多くのウシが殺処分された事件、同様にスペインからトルコに向かった 2 隻の船が雄牛を載せたまま、3 か月係留された後、シップバック先の港において載せていた動物の殺処分を受けた事件などが発生し、市民の関心を集めた経緯がある。

またアニマルウェルフェアに対する意識の高まりにより、市民イニシアティブ²の制度を利用し、「End the Cage Age（ケージ時代を終わらせる）」が 2020 年 10 月に欧州委員会に提出され、欧州委員会は 2021 年 6 月同イニシアティブに対応するため欧州委員会が取るべき行動を定めた「コミュニケーション」を採択している。

3. 改訂された規則（案）の内容

3.1. 重要な語句と定義

- 動物

生きている脊椎動物、頭足類、十脚類をいう。「水生動物」は魚類、頭足類、十脚類で、「陸上動物」はウシ（子牛を含む）、ブタ、ヒツジ、飼育されているウマ、その他哺乳類、家きん類を指す。

- 出発地

出発の 1 週間前から動物が収容され最初に輸送手段に積み込まれる場所、又は動物が 100 km 以内の範囲で集積された集合センターのことを言う

- 集合センター

規則(EU) 2016/429 に基づき公的に登録されたセンターで、複数の保有地からのウシ、ヒツジ、ウマ、ブタを集めグループ別に分けるための施設を指す

- 管理ポスト

規則(EU) 1255/97 に基づき公的に登録された場所で、ウシ、ヒツジ、ヤギ、ブタを少なくとも 24 時間収容するための中継地点

- 目的地

食肉処理場、又は動物が輸送手段から降ろされ、その後出発するまで 1 週間以上収容される場所を指す

² 欧州市民イニシアティブ（European Citizens’ Initiative＝ECI）とは、加盟国 7 カ国から 100 万人以上の署名を集めれば、欧州委員会に対して立法を提案することができる制度

- 旅程
 - 出発地において輸送手段に対して最初の動物の積み込みに始まり、目的地において最後の動物の積み下ろしで終了する、一連の業務
- 長時間の旅程
 - 9 時間を超える旅程
- 主催者
 - 自ら輸送を行うか、または他の輸送者に動物の輸送を委託する者
- 輸送者
 - 経済活動のために自己又は第三者のために動物を輸送する者
- 輸送手段
 - 動物の輸送に使用される道路車両、鉄道車両、船舶および航空機
- 畜産用船舶
 - 家きん類またはウサギ以外の陸上動物の輸送に使用するため建造・改造された外洋船。ただし、E U 域内の港から 10 海里を超えない距離を輸送する時は対象とならない。
- 大型動物用コンテナ
 - 道路、鉄道またはコンテナ船による輸送手段において、家きんまたはウサギ以外の陸上動物の輸送に利用されるコンテナ
 - 【第 3 条による（以下【3】のように表す）】

3.2. 地理的、輸送目的による適用範囲の違い

同規則の地理的な適用範囲は、E U 域内だけでなく、第三国の出発地から E U 域内の目的地、E U 域内の出発地から第三国の目的地、動物が E U 域内を通過する時は、E U 域内に入る国境管理所から E U 国境を超えるところまでとされており、第三国内の移動についても適用される【2-1】。

一方で、輸送目的によって規制の適用範囲が限定されており、季節ごとに行う移牧で生産者が自ら家畜を輸送する時、移牧を除き生産者が畜舎から 50 k m を超えない範囲で自己の家畜を移動させる時、展示会や協議会、馬術スポーツなどの活動に参加する時には、一般規定のみが適用される【2-2】。この一般規定は、「何人も、動物に過度の苦痛を与え、又は与えるおそれのある方法で動物を輸送、又は輸送させてはならない」として、いくつかのシーン別で関係者が配慮すべき注意点を掲げられているが、具体的な制限内容や採るべき手段などは定められてはいない【4-1, 4-2】。

さらに、経済活動に関連しない動物の輸送、治療目的の輸送、ワシントン条約に基づく保護種の輸送、動物園間の輸送や、観賞魚の輸送および小売業者に直接水産動物が搬入される時には、規則から適用除外されている【2-3】。

3.3. 主催者および輸送者の認可

動物の輸送に関して重要な役割を果たすのは主催者と輸送者になる。主催者及び輸送者に対する要件としては、表 1 にあげられる様々な要件が定められている。

主催者が長距離輸送を主催するためには、そのための認可を受けることが必要であり、E U加盟国内で設立又は代表者が置かれていることが条件となる。このため、E U域内に人がいない会社については、直接長距離輸送の主催者になることはできない。一方で長時間の旅程を主催しない時、例えば生産者が輸送者にと畜のために域内向けに 9 時間以内の短時間の旅程（域内）で終了する輸送を依頼する時は、主催者としての認可を受ける必要はない。

輸送者は、E U加盟国内で設立又は代表者が置かれていること、十分な人員を有し、動物輸送のために必要な能力を備えていることが条件となる。さらに、9 時間以内の短時間の輸送を行う者と、9 時間を超える長距離輸送を行う者によって求められる条件が違っており、長時間の旅程を行う時には、トラックなどの運送手段について認証を受けていること、輸送手段の動きを追跡し記録できること、運転手とすぐに連絡が取れること、輸送中の緊急事態発生時に対応するための計画を策定することが求められている。

表 1 主催者および輸送者に求められる条件など

	主催者	輸送者	
	長時間輸送	短時間輸送（9 時間以下）	長時間輸送（9 時間超）
資格	付属表 V-1 様式を T R A C E S を利用して管轄当局（加盟国政府機関等）に提出し、認可を受けた者【5】	・ 付属表 V-2 様式を T R A C E S を利用して管轄当局（加盟国政府機関等）に提出し、認可を受けた者【7-2】	・ 付属表 V-3 様式を T R A C E S を利用して管轄当局（加盟国政府機関等）に提出し、認可を受けた者【8-2】
条件	管轄当局がある EU 加盟国に設立されているか、代表者が置かれていること【5-4-(a)】【7-2-(a)】		
	—	・ 十分かつ適切な職員と設備を有し、動物への給水、給仕及び世話、業務手順に関する手順書を備えていること【7-2-b】，【8-3-a】	
	—	・ 輸送者に雇用されている、あるいは輸送者に対して業務を提供する運転手、同行者（及び動物保護責任者）が訓練コースを受講し、必要な能力を備えていること 等【7-2】【8-3】	
	—	—	長時間輸送に使用するトラック等の運送手段に対する承認を受けていること【8-3-b】
	—	—	車両及び船舶の動きを追跡し記録できること。運転手にいつでも連絡をとれること【8-3-b】
認可	対象となる動物の種類、第三国への動物の輸送の有無が記載される有効期間は発効日から 5 年【6-2】	対象となる動物の種類、輸送の種類、長時間／短時間の区別有効期間は発効日から 5 年【9-2】	
	管轄当局は主催者が条件を満たさなくなった時、認可の一時停止を命じることができ、是正されなかった場合認可の取り消しを行う		

3.4. 輸送手段について

輸送者は、当局により動物の輸送に利用する輸送手段の検査及び認証を受けない限り、動物を陸路又は鉄道で長時間の輸送をしてはならず、家きん類及びウサギ以外の陸上動物の道路や鉄道輸送に使用されるコンテナも同様である【12】。

海路についても家畜用船舶の検査及び認証を受けない限り、EU域内の港から10海里（18.52km）を超える距離を輸送してはならず【13】。RORO船についても別の要件を満たす必要がある。【11】。

空路については、国際航空運送協会（IATA）の会員の航空機によってのみ輸送することができるとみ定められており、当規則による特段の制限は列挙されていない【11-4】。

輸送者はTRACES（EUにおいて、動物、動物製品、非動物由来の食品および飼料、植物の貿易の手続きに使用されるシステム）を利用して上記の輸送を行うために当局に申請を行わなければならない。輸送手段は表2のとおり、附属書Iの第II章及び第VI章の要件に適合している必要がある【12】。

表 2 輸送手段の条件

	大型動物用の道路、鉄道による輸送手段及びコンテナの承認	畜産用船舶
資格	付属表 V-5 様式を T R A C E S を利用して管轄当局（加盟国政府機関等）に提出し、承認を受けた輸送手段やコンテナ 【12-1】	付属表 V-6 様式を T R A C E S を利用して管轄当局（加盟国政府機関等）に提出し、承認を受けた船舶 【13-1】
条件	—	申請者及び船舶の詳細な書類を提出（改造実施日、ペンのレイアウト記載の平面図、照明、排水、消火、換気システムを内容に含む） 【13-1-a】
	—	上記のシステムの稼働の仕組みに関する説明書及び電源が確保されていることの証明 【13-1-b】
	—	申請書を提出した EU 加盟国から最初の航海を行うこと 【13-2-a】
	他の管轄当局へ重複して申請を行ったり、他の管轄当局から却下等されていないこと 【12-2-a】 【13-2-b】	
	輸送手段が管轄当局の検査を受け、付属書 I の II 章及び VI 章の要件を満たしていること 【12-2-b】	船舶が管轄当局の検査を受け、付属書 I の II 章及び IV 章の要件を満たしていること 【13-2-c】
	—	船舶がバリ覚書（MOU）協定に従い、性能等級が白又はグレーに分類されること 【13-2-d】
	—	承認後や更新前、最初の航海の全期間にわたって公的獣医師が船上で公的管理を実施し、船舶や設備が乗船した動物のアニマルウェルフェア上有害でないことが実証されていること 【13-2-d】
	動物のアニマルウェルフェアに影響を及ぼすような改造、損傷の発生時、5 日以内に管轄当局へ通知すること 【12-5】 【13-5】	
有効期間	発効日から 5 年 【12-3】 【13-3】	
取り消し	管轄当局は主催者が条件を満たさなくなった時、認可の一時停止を命じることができ、是正されなかった場合認可の取り消しを行う 【12-6】 【13-6】	
欧州委員会の関与		欧州委員会は家畜用船舶の検査記録のデータベースの構築、検査実施チームの構成、公式獣医師の立ち合いに関する詳細な細則を採択する権限を有する

注：大型動物は、飼育されている馬及び牛、子牛、豚、羊、哺乳類（ウサギや家きんを除く）

動物の輸送手段やコンテナ（輸送手段など）は、輸送される動物を守ることが求められる。また、輸送手段などは洗浄や消毒が行われ、輸送される動物のケアができるように、十分な照明や清浄な大気、餌や水の提供ができるようにしなければならない、排せつ物が漏れないような構造となっている必要がある【付属表 II 1.1 以下 Anx II-1.1 と表記】。また、動物が自然に立ち上がり座ったりできるよう、十分な空間を設ける【Anx II-1.2】。

体重 10 k g 未満の子豚、20 k g 未満の子羊、生後 6 か月未満の子牛、生後 4 か月未満の子馬には十分な敷料を準備する【Anx II-1.5】。

鉄道による輸送が3時間を超える輸送の場合、その動物種に適した殺傷手段を指示書とともに、係員が理解できる言語で用意しなければならない【Anx II-2.4】。

RORO船では動物を積み込む前に船長は、密閉されたデッキの場合、船に強制ファン換気システムが設備され、故障に備えて警報システムと二重電源が装備されていることを確認する。オープンデッキの時は海水から保護されていなければならない。また、積み込まれた車両は両側に少なくとも1mの空きスペースを確保する【Anx II-3】。

コンテナを輸送に利用する時には、コンテナに生きた動物が収納されていることが外からわかるよう、コンテナの上部に明確に判別できる標識をつける【Anx II-4.1】。

3.5. 輸送前から到着地までの関係者の義務

輸送が始まる前から到着地に至るまで、各関係者には次のような義務が割り当てられている。

表 3 輸送前から到着地までの関係者の義務

【主催者】

- 出発地から目的地まで本規則を遵守していることを確認【14-1】
- 出発の1週間前から動物が出発地に収容されていることの証明【14-3-a】
- 複数の輸送手段を利用する時、アニマルウェルフェアが損なわれないよう調整を実施【14-3-b】
- 予測気温を考慮に入れて旅程を策定する【14-3-c】
- 第三国向け輸送では旅程の開始前にTRACESで旅程表セクション1に記入【15-1】
- 第三国向け輸送では出発予定日の5日前～2日前までに旅程を提出し、管轄当局の許可を得る【15-1,2】。所要時間が21時間を超える可能性がある時、管理ポスト（家畜休憩所）の予約を行い、その予約がなされているとの証明を提出する【15-3】
- 重大な事象発生時、管轄当局に連絡する【19-2】
- 家畜輸送用船舶の船長に対し、アニマルウェルフェアに関する輸送担当者の責任について通知する【21-4】
- 遅延を防止するため必要な措置を講じる【23-1】
- 主催者は旅程ログに出発地、管理ポスト、EUからの出国地点及びEU加盟国間の国境通過地点、目的地を記入する【24-4】。また目的地到着後、到着場所や到着時刻に関するデータをTRACEに登録させる【24-5】
- 到着時の動物の状態について情報を収集分析し、要件を満たしていないあるいは欧州委員会が定めた閾値を超えた時、是正措置を講じる【26-3】
- 出発地、目的地、監理ポストなどの予測気温を考慮して、旅程を組まなければならない【31-1】

【飼育者】

- 動物が輸送に適していることを確認。妊娠している動物については、人工授精日又は分娩予定日を記載する【17-1】
- 獣医師の監督を受け、輸送手段への動物の積み込みを行う【17-2】

【集合センター】

- 動物の扱いを訓練を修了した職員に限定【22-1】
- 入場する職員及び訪問者に対し、規則に基づく義務や罰則について定期的に通知を行う。また違反時の管轄当局の連絡先を常時入手できるように手配する【22-2】
- 集合センター（または監理ポストの）動物の飼育者は、動物が到着した状態をTRACESに記入し、署名する【20-2】

【輸送者】

- 規則に沿って輸送を実施する【18-1】
- 積み込みから積み下ろしまで動物の輸送に適した環境であることの責任を果たす【18-2】
- 訓練を受け、証明書を持つ運転者及び添乗員に輸送を委託する【18-3】。運転者が添乗員の役割を果たすか、餌、水、換気、が確保され所要時間の2倍の時間をかけて動物が輸送される場合を除き、輸送者は添乗員を手配しなければならない【18-4】
- 添乗員や運転手による不適切な業務により輸送に適さなくなった動物に対する責任を負う【19-3】
- 家畜用船舶を利用する時、能力証明書を持つ動物福祉担当者を指名する【21-1】
- 到着時の動物の状態について情報を収集分析し、要件を満たしていないあるいは欧州委員会が定めた閾値を超えた時、是正措置を講じる【26-3】

【運転者又は同行者】（道路／鉄道による輸送）

- 4 時間 3 0 分ごと動物の状態を確認する【19-1】
- 重大な事象が発生した時、緊急時対応計画に規定される手順に従い、輸送者及び主催者に連絡する【19-2】
- ある輸送手段から別の輸送手段に動物を積み替える際、規則を遵守する【19-4】
- 運転者又は同行者及び目的地の飼育者は、動物の総数、到着時の死亡数、輸送中に負傷した動物の数、ケガ以外の健康上・身体上の問題（寒暑によるストレス、飢餓や渇き）について評価しなければならない【26-1】。

【家畜運搬船上における動物福祉担当者】

- 動物福祉に関する事項について、輸送者および主催者に直接報告を行う【21-2】
- 1 日 2 回、動物の状態を確認し、アニマルウェルフェアを維持するために適切な措置を講じる【21-3-a】
- 重大な事象が発生した時、緊急時対応計画に規定される手順に従い、出発時の管轄当局及び主催者に連絡する【21-3-b】
- 苦痛を与えないために動物を殺処分する場合、規則に基づいて実施する【21-3-c】

【輸送手段の測位システム】

- 道路運送車両は、測位システムを備える必要がある【24-1】。同システムは位置情報を短い間隔で記録し、目的地までの間作動している必要がある【24-2】
- 道路輸送車両から得られた記録は、欧州委員会の T R A C E S にアクセスが可能な情報システムに保管される【24-3】
- 主催者は旅程ログに出発地、管理ポスト、EUからの出国地点及びEU加盟国間の国境通過地点、目的地を記入し【24-4】、旅程が終了した後到着時間を記入する【24-5】
- 欧州委員会は規則発効日から3年後までに情報システム及び測位システムが通信するためのプロトコルなどを開発する【24-7,-8】

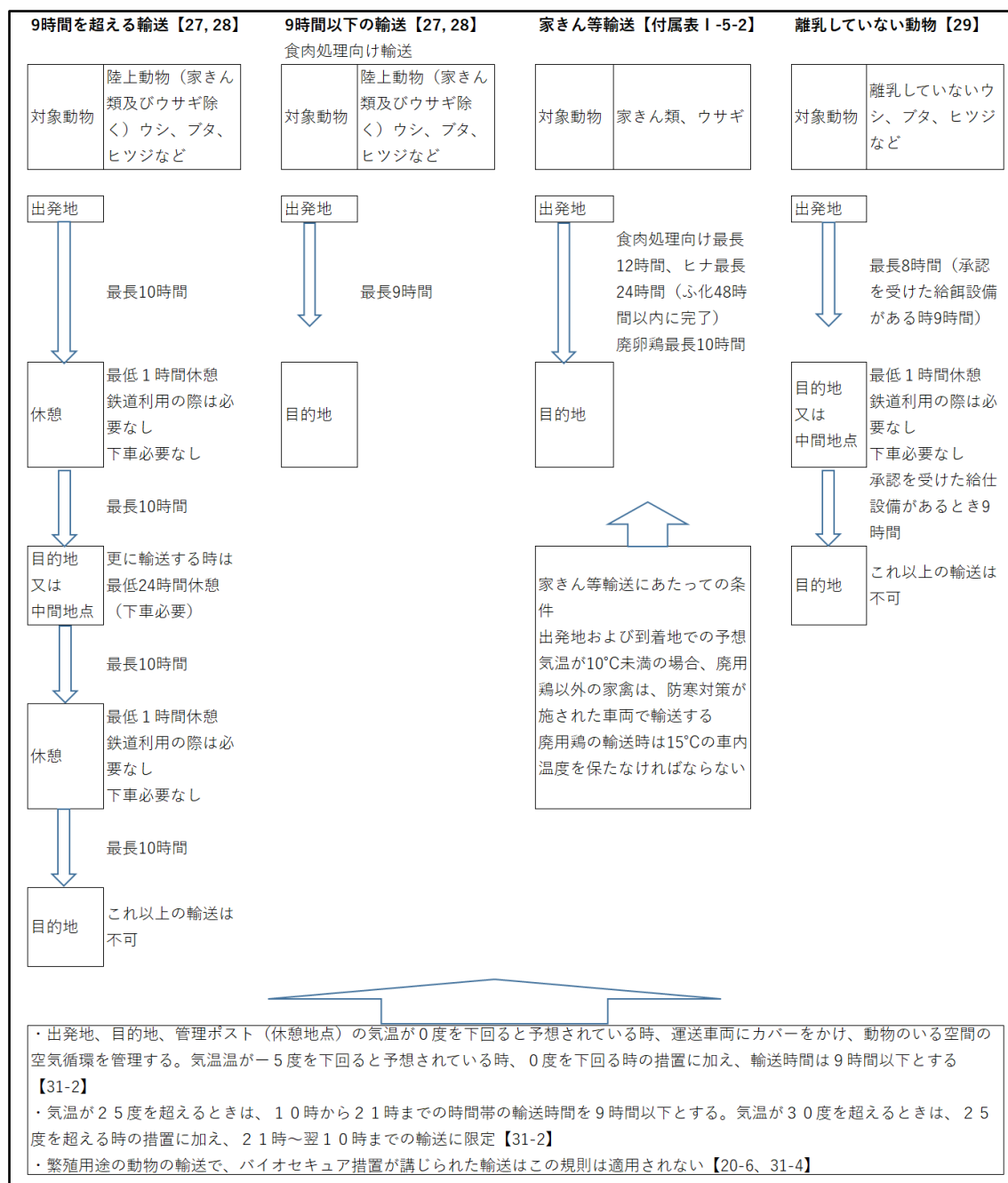
【目的地】

- 運転者又は同行者、及び目的地の飼育者は動物の到着日時及びその状態をTRACESに記録し、署名を行う。到着時の動物の状態について運転者又は同行者と、目的地の飼育者で意見の不一致がある時や、状態が悪い状態で到着したことが旅程ログに記載されている場合、その異常についてTRACESに記録しなければならない【25-1】
- 積み下ろしは獣医師の監督のもとに行う【25-3】
- 運転者又は同行者及び目的地の飼育者は、動物の総数、到着時の死亡数、輸送中に負傷した動物の数、ケガ以外の健康上・身体上の問題（寒暑によるストレス、飢餓や渇き）について評価しなければならない【26-1】。目的地の飼育舎はその評価に関する所見をTRACESに記録しなければならない【26-2】

3.6. 陸上動物の輸送条件

陸上動物の輸送条件は図1の通りとなっている。①輸送条件は9時間を超える家きんなど除く陸上動物の輸送、②9時間以内の家きんなど除く陸上動物の輸送、③家きんなどの輸送、④離乳していないなどの脆弱な動物によって条件が異なっている。

図1 陸上動物の輸送条件



3.7. 第三国との間における輸送

上記に加え、第三国との輸送を実施する時には、追加的な義務が発生する。

3.7.1. 第三国への動物の輸送

主催者は短時間及び長時間のどちらの旅程であっても、旅程を記入し、かつ、目的地で輸送車および目的地の飼育者が必要な項目を記入したことを確認する必要がある【32-2】。

また、旅程に家畜用船の輸送が含まれる場合、主催者は目的地の管轄当局が証明書に記入、署名を行い、出発地の管轄当局に返送されたことを確認する必要がある【32-3】。動物が第三国へ出国する時は、加盟国によって指定され地点を通過する必要がある【32-4】。

さらに主催者は第三国の目的地までの初回の旅程を評価するために、認証機関の手配をしなければならない【33-1】。認証機関は、最初に行われる旅程について、表4の内容の確認を行う【33-2】。これらの条件を満たした時、認証機関は第三国への動物輸送に関する5年間有効な証明書を主催者に発行し【33-3】、主催者はその証明書について、主催者を認可した管轄当局に送付しなければならない【33-4】。

認証機関が確認した内容が規則を満たしていないと判断した時、主催者の第三国への輸送の許可は停止される【33-6】。また、認証機関は、証明書の有効期間である5年間のうち、少なくとも2回の抜き打ち検査を実施する【33-7】。

第三国における管理ポストについても、同規則に定める要件を満たす必要があり、欧州委員会は管理ポストのリストを作成し、承認する【34-1～4】。認証機関又は欧州委員会の監査により、基準を満たさなくなったと判断された時は、リストから削除される。

表 4 認証機関が初回の旅程において確認する内容

車両や船舶が規則で定めたスペックを遵守しているか
最大所要時間が守られているか
高温／低温時の輸送条件が申告された通りに実施されているか
1頭あたりのスペースが十分に確保されているか、
輸送の目的が申告通りか、目的地で7日以上滞在あるいはと畜されるか
家畜運搬船で輸送された動物は良好な状態で到着港に到着したか
動物が輸送中、規則にそって取り扱われたか
管理ポストを利用した時、認定を受けたポストであったか

3.7.2. 第三国からの動物の輸送やEUを通過する輸送

第三国における出発地からEU域内の目的地まで、本規則と同等の条件に従って輸送

されること、T R A C E Sに第三国における出発地や出発時刻を記入し、輸送される動物に添付される衛生証明書には、出発地の管轄当局により、本規則と同等の条件で輸送されるという証明が行われていなければならない【35】。

また、E Uを通過する時には最大輸送時間に関する規定を除き、域内で行われる輸送について、本規則を遵守することが必要となる【36】。

3.8. 動物の取り扱いについて

輸送中の動物に対して、付属表第7の中で定められた方程式を用いて計算される。

$$A = kW^{(2/3)}$$

A：1頭／羽あたりの面積（単位はm²。家きんとウサギはcm²）

k：畜種別に定められた数字（ブタ 0.027、ウマ 0.029、ウシ 0.034、ヒツジとヤギは 0.037）

W：生体体重

計算された数字の例は表5のとおりである。

表5 1頭または1羽ごとに必要なスペース

畜種	生体重 (k g)	必要とされる面積 (m ² ／頭羽)
ウシ	100	0.73
	200	1.16
	300	1.52
	400	1.85
	500	2.14
	600	2.42
	700	2.68
ブタ	25	0.23
	50	0.37
	75	0.48
	100	0.58
家きん	1	0.0290
	2	0.0460
	3	0.0603

出所：付属表第7章から作成

また高さについても、ウシについては方程式 ($H = w \times 1.17 + 20 \text{ cm}$ w は部屋内で最も背の高いウシの高さ) で計算されているが、例えばヒツジは一番背の高い動物の最も高い位置から天井まで、機械換気を行っている場合 15 cm、行っていない場合 30 cm 開けておく、家きんの場合、姿勢を変えたときに、鶏冠や頭が天井に触れない高さでなければならないとされている【付属表 Annex I -3-6 項。以下、Anx I -3-6】。

その他、輸送時の取り扱いとして積み込みや積み下ろし時の積載用スロープの角度を制限、落下を防ぐための柵、表面が滑りにくい床にするといった取り決めがされている。また、家きんの積み下ろし時には人間が足を一度につかむことができる家きんの羽数は 3 羽までと決められている【Anx I -3-2.3】。

また、電気ショックを与える器具が許可されるのは、体重が 80 kg 以上のウシとブタ、理由なく全く動かない動物に限定され、回数は最大 2 回、時間は 1 回 1 秒以内で後ろ足の筋肉部に対してのみ使用できる【Anx I -3-3】。

動物を角、鼻輪、脚で縛ったり、子牛に口輪をつけたりすることは禁じられている【Anx I -3-3】。

輸送にあたっては異なる種の動物、大きさや年齢が著しく異なる動物、繁殖用のブタや種馬、成熟した雄と雌、角のある動物とない動物、対立している動物、縛られている動物と縛られていない動物は個別に取り扱うようにする【Anx I -3-4】。また、動物には種類及び年齢に応じ、適切な感覚で水、飼料および休憩の機会を与えなければならない【Anx I -3-5】

4. 業界団体による反応

EU 最大の農業生産者団体である欧州農業組織委員会・欧州農業協同組合委員会 (Copa—Cogeca) は 12 月 7 日付のプレスリリースで、(1) 輸送時間などがより厳しく制限される幼体の年齢を引き上げたことにより、酪農家などへ甚大な影響が生じ、一部は廃業に追い込まれる危険があること、(2) 輸送時間の制限により、と畜場への輸送が限定され、インフラが整備されていない地域や山岳地帯を抱える加盟国に悪影響が生じること、(3) 外気温による輸送制限は（夏に気温が高くなる）南欧諸国にとって影響が大きいだけでなく、夜間の移動は昼行性の家畜にとって負担となること、(4) 密度規制により一度に運べる家畜の数が減少し、必要なトラックの台数が増加することで、必要な労働者の数が増加するだけでなく、温室効果ガスの排出が増加すること、などを指摘し見直しを強く求めている。

一方、欧州各地の団体 100 以上が会員となっている動物保護の NGO である動物のためのユーログループ (Eurogroup for animals) は、12 月 11 日付のプレスリリースで同

規則案を評価しつつも、(1) 提案内容は水準が低く、一部内容は欧州食品安全機関（E F S A）による勧告内容から後退していること、(2) と畜以外の目的であれば3日間で42時間の輸送が認められること、(3) 当初予定されていた他の3つの規則、特にケージ飼育の廃止に関する農場段階の規則案が提案されなかったこと、などに不満を表明している。

同規則案は12月6日の発表予定から1日遅れた上、詳細な条件を定めた附属表についてはさらに数日公表が遅れるなど、直前まで調整が続いていたとみられている。また、同月7日に行われた説明会では、生産者団体および動物保護団体から強い不満が表明されるなど、今後の規則案の審議過程で、厳しい調整が続くとみられる。

5. 今後のスケジュールと影響

今後、同規則案は欧州議会とEU理事会の審議にかけられることになる。

日本に影響が出そうな分野としては、欧州から輸入される種畜の輸送や両地域・国間で輸送が行われる競走馬が同規制の対象になるものと考えられることから、注視が必要である。今のところ航空機による輸送については、大きな制限がかけられていないが、日本に到着した後などの陸上輸送において、主催者だけでなく輸送者も欧州委員会が定める研修の受講が必須になるなどした場合、どの程度現実的に対応が可能か見極める必要があると考えられる。また、第三国においても位置情報を追跡する器具を装着し、T R A C E Sに連携させることについても、どの程度の労力や費用が掛かるかは不明である。

また、主催者による最初の輸送について、認定機関が綿密なチェックが行われるが、この段階で不適切と判定されると、欧州から日本への動物輸送について問題が発生する恐れがある。

一方、現在日本でEU向け牛肉輸出の認定施設に搬入される牛に対して課せられているアニマルウェルフェア要件については、と畜について規定したEU規則（1099/2009）に基づくものであり、今回改正される動物の輸送におけるアニマルウェルフェア規則（1/2005）とは別の規則であることから、今回の改正によるEU向け牛肉輸出への影響はないと考えられる。

【免責事項】

- 本レポートは、日本から EU への輸出を検討する企業・関係者のため、基本的情報提供を行うことを目的として作成したものです。日本政府、欧州委員会等が公表した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され本レポートの内容と異なっていることもあり得ます。
- 本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- 本資料を無断で引用・転載することは禁じています。

執筆：農林水産物・食品輸出支援プラットフォーム EU

【本レポートに関する問い合わせ先】

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

電話番号：+32-(0)2-282-05-00

E-mail アドレス：belinfo@jetro.go.jp